

令和 6 年度
市税ガイド

苫 小 牧 市

目 次

1	予 算	1
	令和 6 年度一般会計予算	2
	市税収入の内訳	4
2	一般会計・市税	
	個人市民税	6
	法人市民税	1 6
	固定資産税	1 8
	都市計画税	2 4
	軽自動車税	2 5
	市たばこ税	2 6
	入湯税	2 6
	鉱産税	2 7
3	特別会計・国民健康保険税	2 7
4	納期と納付場所	2 8
5	口座振替とクレジットカード、eLTAX(共通納税) による納付	2 8
6	市税の減免（特例制度）	3 0
7	納税の猶予	3 0
8	納税者の権利救済制度	3 1
9	課税証明書・納税証明書などの発行窓口	3 2
1 0	自主納税のお願い	3 3
1 1	お問合せ先一覧	3 4

はじめに

誇れるまち苫小牧は、「人間環境都市」を目指すことを宣言し、共に生き生きと心豊かに暮らし、未来に向かって挑戦し続けるまちづくりをすすめています。

「人間環境都市」を実現するための基本計画

- 第1 共に支え合い健やかに暮らすまち
- 第2 明日を拓く力みなぎる産業のまち
- 第3 学ぶ喜びがあふれる文化の薫るまち
- 第4 自然と環境にやさしいまち
- 第5 安全・安心で快適に暮らすまち

まちづくりに必要な経費は、主に税金でまかなわれ、中でも市民のみなさんが納める市税は貴重な財源となっています。みなさんが市税に関心を持ち、どのように使われているか見守ることが、みなさんの生活に大きく関わっています。

「苫小牧市ホームページにも、市税についてのお知らせを掲示しています。」

《アドレス》 <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>



1 予算

苫小牧市の予算は、一般会計、特別会計、企業会計に分けられます。

市は、会計年度(毎年4月1日～翌年3月31日)の、おおよその収入(歳入)と支出(歳出)を予測、計算して全ての会計の予算案を作成します。予算案が市議会で審議され、可決されると、予算として執行できるようになります。

■一般会計

主な財源は、市税、国庫支出金、地方交付税、市債などです。

教育、福祉、土木、衛生など、一般的な財政支出をまかなうために使われます。

■特別会計

法律で別会計にすることが義務付けられている特定の歳入歳出を、一般会計と区別して処理します。国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療の3会計です。

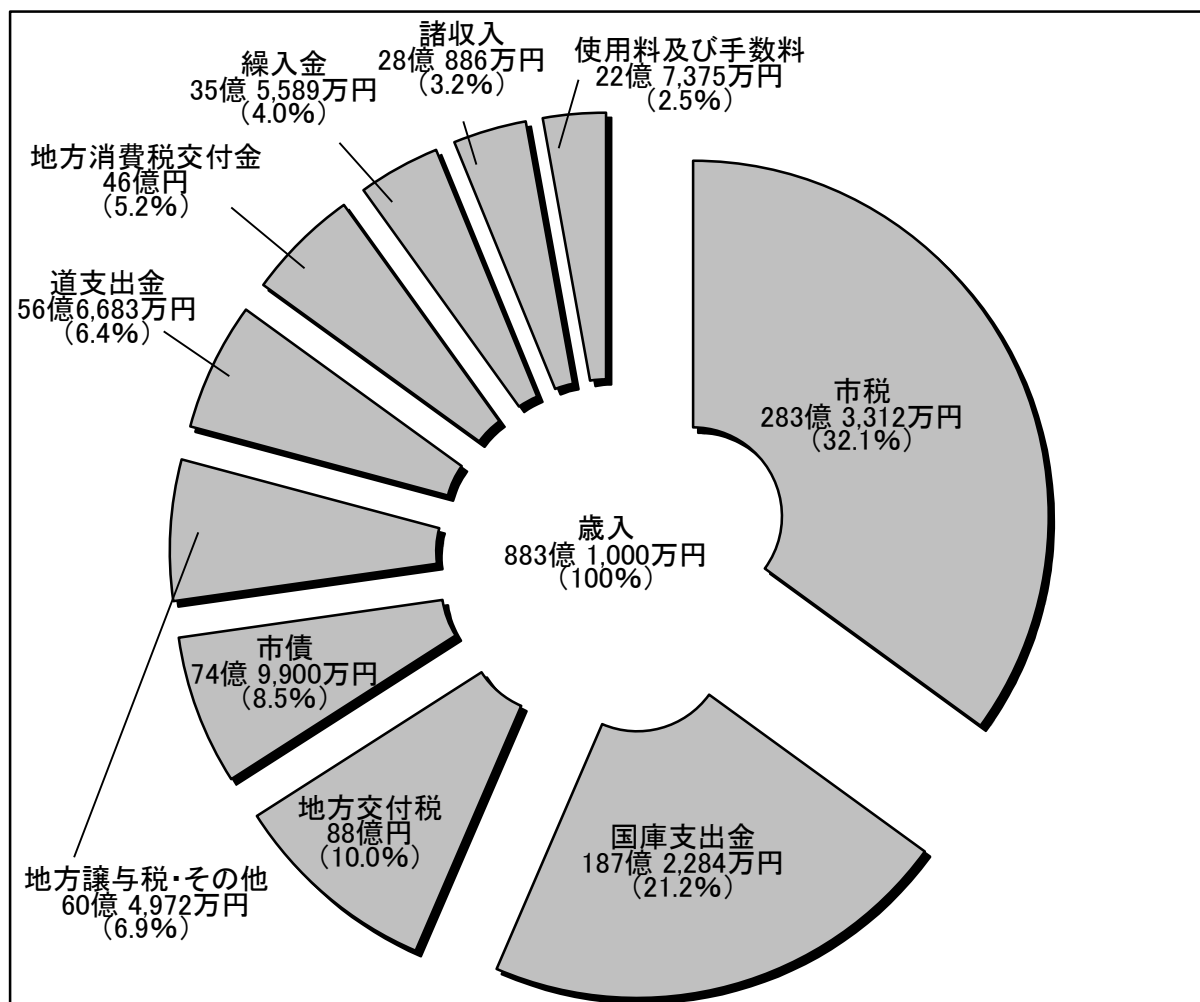
■企業会計

みなさんにお支払いいただく施設や設備の利用料金などを財源としています。

水道事業、下水道事業、市立病院事業、公設地方卸売市場事業の4会計です。

◆令和6年度 一般会計予算

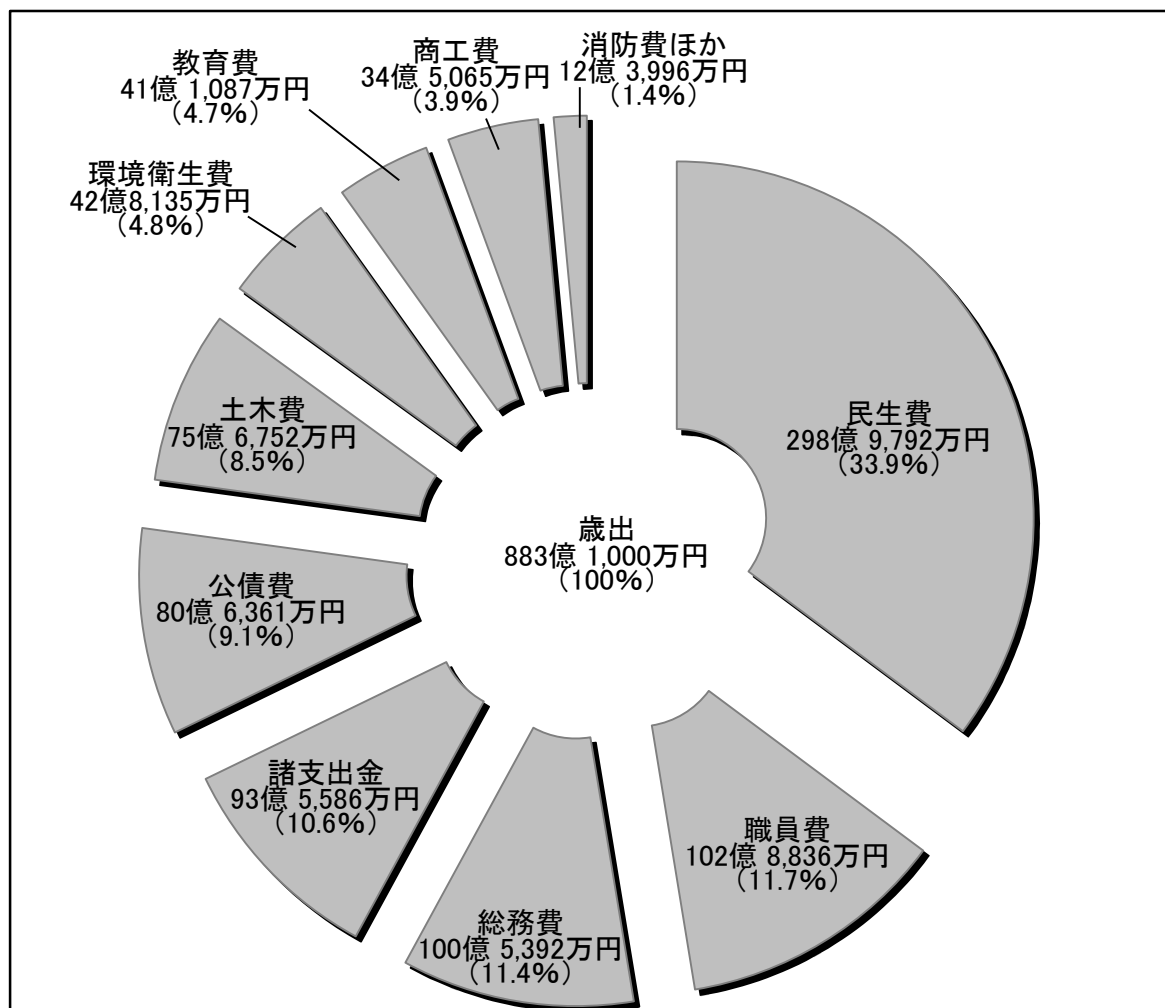
■歳入《市の収入》



(歳入の内訳)

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 市税 | … 固定資産税、市民税、都市計画税、市たばこ税、軽自動車税など |
| 国庫支出金 | … あらかじめ決められた目的のために国が地方に交付するお金 |
| 地方交付税 | … 財源の不均衡を調整するため、国が地方に代わって徴収、再配分するお金 |
| 市債 | … 事業に必要となる長期資金を調達するために市が発行する債券 |
| 地方譲与税 | … 自動車重量税などの一部が地方に譲与されるお金 |
| 道支出金 | … 道が市町村に交付する負担金、補助金など |
| 地方消費税交付金 | … 国に納められた地方消費税のうち道を通じ市町村に交付されるお金 |
| 繰入金 | … 財政調整基金など積み立てた基金から繰り入れるお金 |
| 諸収入 | … 貸付金元利収入など |
| 使用料及び手数料 | … 市税証明書発行などの手数料収入 |

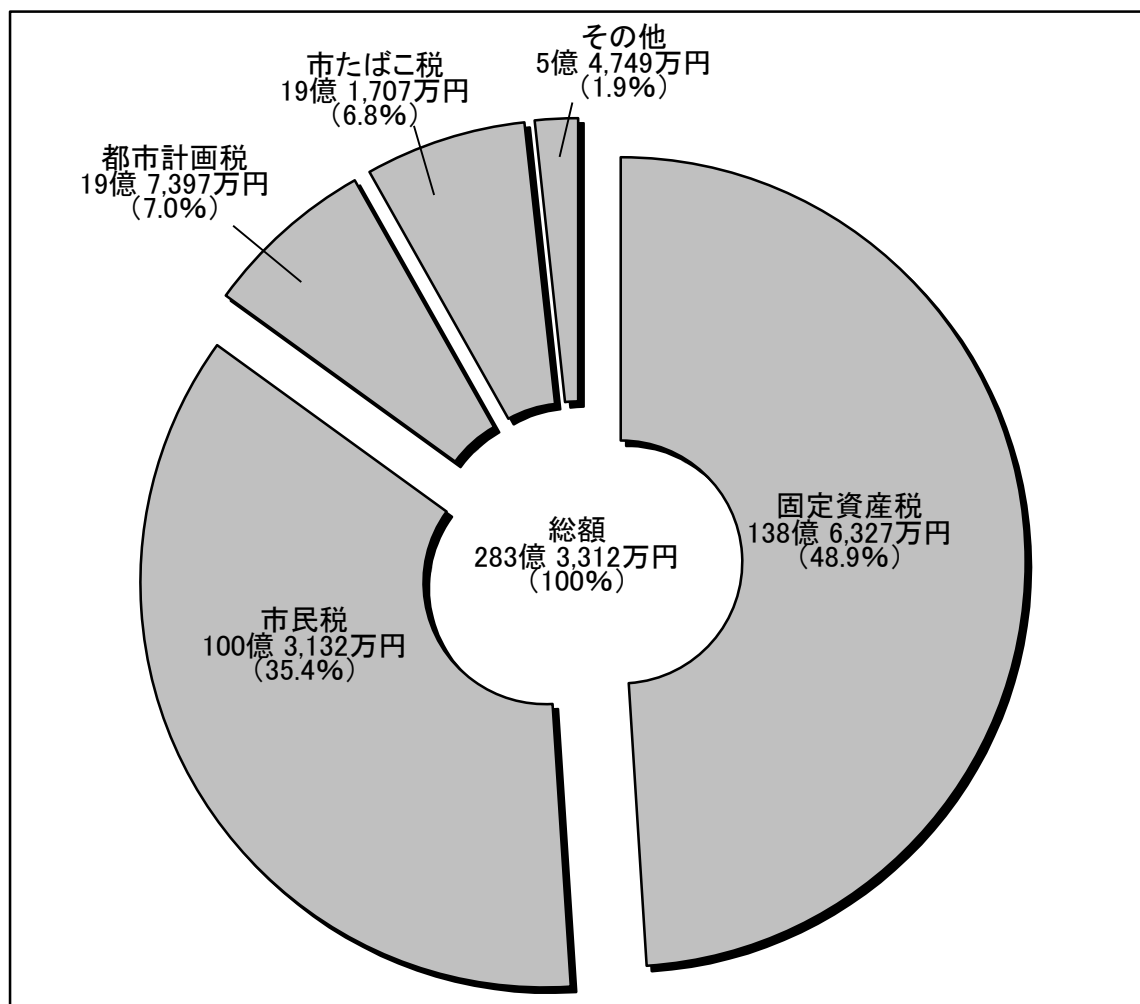
■歳 出《市の支出》



(歳出の内訳)

- 民生費 … 児童福祉費、社会福祉費、生活保護費など
- 職員費 … 職員の給与、手当、共済費など
- 総務費 … コミュニティセンター施設運営、スポーツ振興、防災、一般管理費、企画費など
- 諸支出金 … 特別会計および企業会計への繰出金など
- 公債費 … 市債の元利償還金
- 土木費 … 道路、橋梁、公園の整備、緑化、都市計画事業費、雪氷対策、公営住宅建設、維持管理費など
- 環境衛生費 … 清掃・リサイクル事業費、保健衛生費、環境保全業務費、霊園運営費など
- 教育費 … 小中学校の学校運営費、学校施設改築費、管理費、設備費など
- 商工費 … 中小企業貸付金、苫小牧港管理組合負担金、企業立地振興助成金、観光宣伝など
- 消防費ほか … 消防・救急活動、議会費、労働費、農水産業費、予備費など

◆市税収入の内訳



固定資産税 … 市内の土地や建物の所有者として登録されている人に課税されます。資産の評価額などを基に計算されます。

市民税

個人市民税 … 市内に居住する個人に課税されます。

法人市民税 … 市内に事務所や事業所を有する法人等に課税されます。

都市計画税 … 市内の都市計画区域内に所在する土地や建物の所有者として登録されている人に課税されます。

市たばこ税 … たばこの購入時に課税されます。

その他

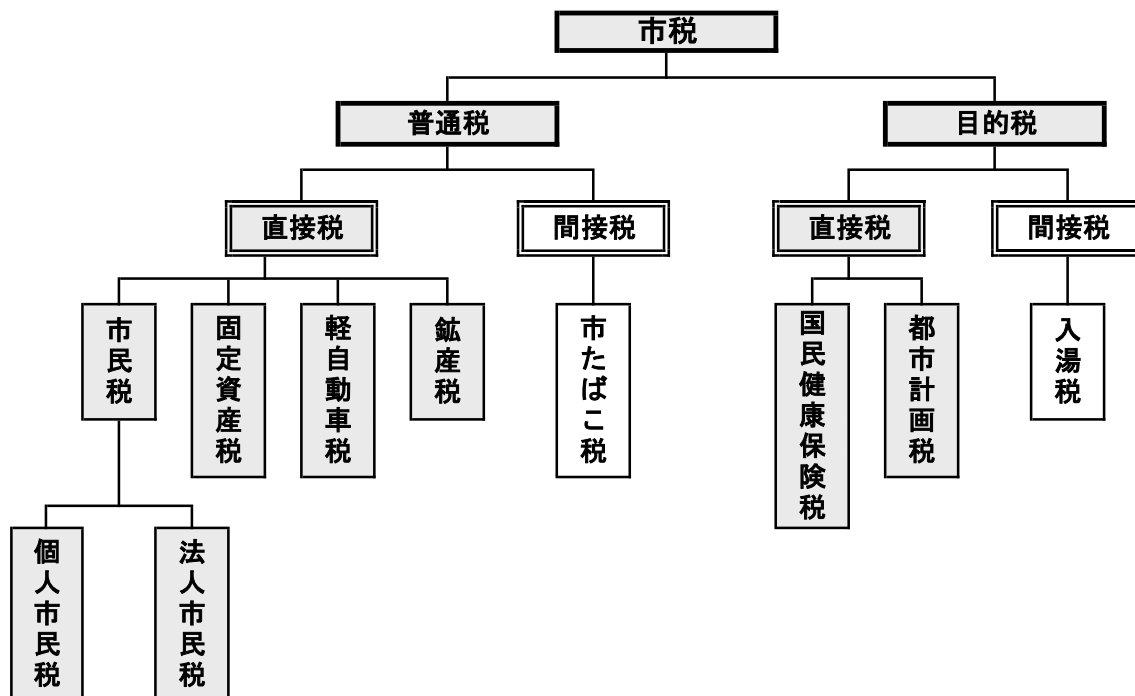
軽自動車税 … 原動機付自転車、軽自動車等の所有者または使用者に課税されます。

入湯税 … 鉱泉浴場の利用時に課税されます。

鉱産税 … 鉱物採取を行う鉱業者に課税されます。

■税の分類

- 普通税…教育、福祉など一般的な財政支出をまかなうために納められる税金です。
- 目的税…健康保険のような特定の支出に充てるために納められる税金です。
- ◆直接税…税を負担する人が、直接市に納める税金です。
- ◆間接税…税を負担する人の代わりに、事業者などの納税義務者が市に納める税金です。



■税率の種類

税率には、消費税のように一律に決められた「一定税率」、市に課税自主権があり、独自に税率などを決定できる「標準税率」、あるいは任意に取り決めることのできる「任意税率」があります。

市が税率を決定できる場合には、税率の上限が設定されているものとされていないものがあります。

			一定税率	標準税率		任意税率		その他
				制限あり	制限なし	制限あり	制限なし	
普通税	直接税	個人市民税			●			
		法人市民税		●				
		固定資産税			●			
		軽自動車税		●				
		鉦産税		●				
	間接税	市たばこ税	●					
目的税	直接税	国民健康保険税					●	
		都市計画税				●		
	間接税	入湯税						●

2 一般会計・市税

市民税は、道民税と合わせて一般に住民税と言われ、個人が納める『個人市民税』と会社などの法人が納める『法人市民税』があります。

◆個人市民税

個人市民税は前年の所得により次の年に課税されます。令和6年度の課税であれば、令和5年1月から令和5年12月までの所得に対してかかります。なお、所得とは、各収入金額からその収入を得るための必要経費を差し引いたものです。

■納税義務者

課税する年の1月1日現在で苫小牧市に住所のある方。

■申告と納税

1月1日現在で市内に住所がある方は、次の場合を除いて市役所に申告が必要です。

- (1) 所得税の確定申告をした方
- (2) 給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が苫小牧市役所に提出されている方
- (3) 年金所得のみで、年金保険者から公的年金等支払報告書が苫小牧市役所に提出されている方

《申告場所》 市役所庁舎 市民税課 または市が設置する特別会場

《申告期限》 3月15日（土・日・祝日の場合は次の平日）

※ 前年中に収入がなかった方でも、国民健康保険や後期高齢者医療保険等に参加されている方や、課税証明書の取得等のため申告が必要な場合があります。

■税額の計算方法

市民税・道民税（住民税）には均等割と所得割があります。

均等割 … 一律に課される税金で市民税は3,000円、道民税は1,000円です。

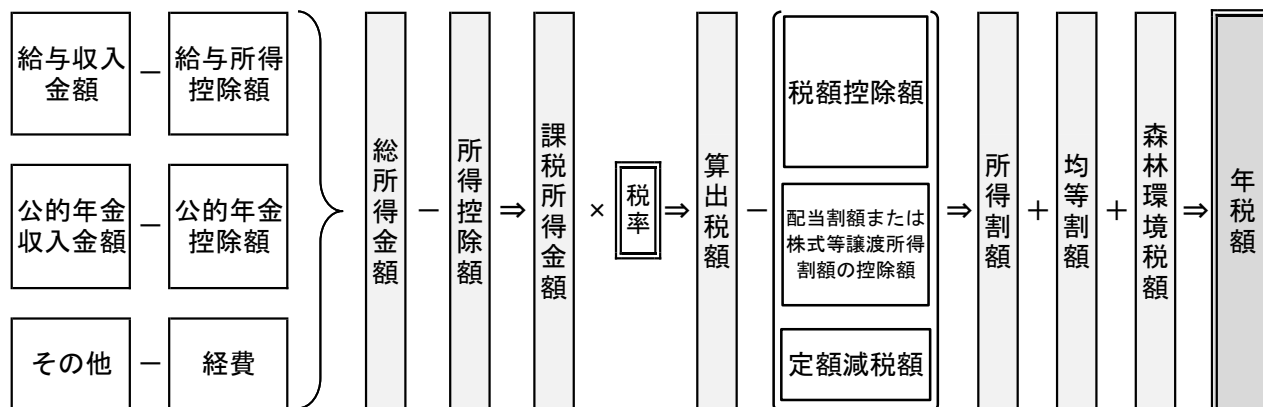
所得割 … 前年の所得金額に応じて課される税金です。

森林環境税(国税) … 一律に課される税金で1,000円が課税され、市民税・道民税と併せて市が徴収します。（森林環境税のみ課税される場合があります。）

◇税率

	市民税	道民税
均等割	3,000円	1,000円
所得割	6%	4%

※所得割非課税限度額（15ページ）をわずかに上回る所得者に対しては税額の調整措置（下記調整控除とは異なります。）がとられています。



●所得控除（8～10ページ）

所得控除は、納税者に配偶者や扶養親族がいるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなど、個人的な事情を考慮して、その納税者の実状に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引かれます。

●税額控除（11～12ページ）

税額控除は、課税所得金額に税率を乗じて算出した算出税額から一定の金額を控除するもので、調整控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除があります。

●配当割額または株式等譲渡所得割額の控除

前年において配当割または株式等譲渡所得割を課されており、翌年の個人住民税の申告書に（確定申告書を含む。）これらに関する必要事項を記載した場合には、その額を所得割の額から控除します。

●定額減税

納税義務者の合計所得金額が1,805万円以下の場合に限り、令和6年度分の個人住民税の税額控除後の所得割額から、納税義務者及び控除対象配偶者を含めた扶養親族（国外居住者を除く。）1人につき1万円の定額減税額を控除します。

■所得控除一覧①

控除の種類	説 明		控除額	
基礎控除	年齢を問わず、納税義務者本人が受けられる控除		合計 所得 金額	2, 4 0 0万円以下 4 3 万円
				2, 4 0 0万円超～ 2, 4 5 0万円以下 2 9 万円
				2, 4 5 0万円超～ 2, 5 0 0万円以下 1 5 万円
				2, 5 0 0万円超 適用なし
扶養控除	合計所得金額が 4 8 万円以下の親族を扶養している場合に受けられる控除			
	普通	扶養親族の生年月日が平成 1 7 年 1 月 2 日～平成 2 0 年 1 月 1 日または昭和 2 9 年 1 月 2 日～平成 1 3 年 1 月 1 日の方	3 3 万円	
	特定	扶養親族の生年月日が平成 1 3 年 1 月 2 日～平成 1 7 年 1 月 1 日の方	4 5 万円	
	老人	扶養親族の生年月日が昭和 2 9 年 1 月 1 日以前の方	3 8 万円	
	同居 老親	扶養親族の生年月日が昭和 2 9 年 1 月 1 日以前で、納税義務者本人または配偶者と同居している親等（直系尊属）の方	4 5 万円	
※障害者控除	納税義務者本人またはその控除対象配偶者・扶養親族が、障害者手帳の交付・療育手帳の交付・障害者控除対象者認定書の交付のいずれかを受けている場合に受けられる控除			
	本人	身体障害者手帳 1 ・ 2 級、精神障害者手帳 1 級または療育手帳 A 判定に該当する場合	特別	3 0 万円
		上記認定以外の場合	普通	2 6 万円
	扶養親族	身体障害者手帳 1 ・ 2 級、精神障害者手帳 1 級または療育手帳 A 判定に該当する場合	特別	3 0 万円
		上記認定を受けていて、かつその控除対象配偶者または扶養親族が、納税義務者本人もしくは納税義務者本人と生計を一にする控除対象配偶者、親族のいずれかと同居している場合	同居特別	5 3 万円
		上記認定以外の場合	普通	2 6 万円
ひとり親控除	納税義務者本人の合計所得金額が 5 0 0 万円以下で、次のいずれかに該当する場合に受けられる控除 ①夫または妻と離別・死別して、生計を一にする子（総所得金額等が 4 8 万円以下）がいる ②未婚（住民票に未届の配偶者の記載がある場合は非該当）で、生計を一にする子（総所得金額等が 4 8 万円以下）がいる		3 0 万円	
寡婦控除	納税義務者本人の合計所得金額が 5 0 0 万円以下で、次のいずれかに該当する場合に受けられる控除 ①夫と離別・死別して、生計を一にする親族（総所得金額等が 4 8 万円以下）がいる ②夫と死別している		2 6 万円	
勤労学生控除	納税義務者本人が以下の条件を満たす場合に受けられる控除 ①特定の学校の学生・生徒 ②合計所得金額が 7 5 万円以下 ③勤労によらない所得が 1 0 万円以下		2 6 万円	

※ここで述べている扶養親族とは、扶養控除の対象となる人（合計所得金額が48万円以下）のことをいいます。

◎年少扶養について

扶養親族が16歳未満の場合は年少扶養となります。
この場合、年少扶養となることによる税の控除はありませんが、被扶養者が障害者の場合は障害者控除を受けることができます。
また、扶養者のひとり親・寡婦控除の条件である「扶養親族の子」に該当します。

■所得控除一覧②

控除の種類	説 明		配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
				～900万円	900万円超～950万円	950万円超～1,000万円*
配偶者控除	普 通	納税義務者の合計所得金額及び生計を一にする配偶者の合計所得金額が右記の範囲に該当する場合	～480,000円	33万円	22万円	11万円
	老 人	上記の要件かつ配偶者の生年月日が昭和29年1月1日以前の場合		38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	納税義務者の合計所得金額及び生計を一にする配偶者の合計所得金額が右記の各区分に該当する場合		480,001円 ～ 950,000円	33万円	22万円	11万円
			950,001円 ～ 1,000,000円	33万円	22万円	11万円
			1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円	11万円
			1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円	9万円
			1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円	7万円
			1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円	6万円
			1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円	4万円
			1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円	2万円
			1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円	1万円
			1,330,001円～	非該当		

* 納税義務者の合計所得金額が1,000万円超である場合は非該当

■所得控除一覧③

控除の種類	説 明	控除額	
		支払保険金額	
生命保険料控除	平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約） ○旧生命保険料 ○旧個人年金保険料	～ 15,000円	支払金額
		15,001円 ～ 40,000円	支払金額×1/2+7,500円
		40,001円 ～ 70,000円	支払金額×1/4+17,500円
		70,001円 ～	一律 35,000円 （限度額）
	平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約） ○新生命保険料 ○新個人年金保険料 ○介護医療保険料	～ 12,000円	支払金額
		12,001円 ～ 32,000円	支払金額×1/2+6,000円
		32,001円 ～ 56,000円	支払金額×1/4+14,000円
		56,001円 ～	一律 28,000円 （限度額）
	旧契約及び新契約の双方について保険料控除を受ける場合	旧契約のみ	35,000円 （限度額）
		新契約のみ	28,000円 （限度額）
		旧契約と新契約それぞれで計算した控除額の合計	28,000円 （限度額）
		※旧契約の控除額が28,000円を超える場合は、35,000円までの範囲内において、旧契約の限度額が適用限度額	
地震保険料控除	○地震保険料	～ 50,000円	支払金額×1/2
		50,001円 ～	一律 25,000円 （限度額）
	平成18年12月31日以前に締結した契約 ○旧長期損害保険料	～ 5,000円	支払金額
		5,001円 ～ 15,000円	支払金額×1/2+2,500円
		15,001円 ～	一律 10,000円 （限度額）
雑損控除	災害等により本人や一定の親族が所有する資産に損失等が生じた場合	次のいずれか多い金額 ①（損失金額－保険金等で補てんされた金額）－（総所得金額等）×10％ ②災害関連支出の金額－5万円	
医療費控除	本人または本人と同一生計の配偶者その他の親族の医療費を一定の金額を超えて支払った場合	（支払金額－保険金等から補てんされた金額）－次のいずれか少ない金額 ①総所得金額等の5％ ②10万円 ※控除限度額200万円	
医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	特定健康診査（いわゆるメタボ健診）、予防接種、定期健康診断（事業主健診）、健康診査、がん検診のいずれかをその年中に受けた場合	スイッチOTC医薬品購入金額 － 12,000円 ※購入金額の上限額10万円、対象品目は厚生労働省のHPにて公表 ※本特例を適用する場合、通常の医療費控除は適用不可	
社会保険料控除	国民健康保険税や健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金等の保険料を支払った場合	支払金額	
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金等を支払った場合	支払金額	

■調整控除

税源移譲に伴い生じる所得税と個人市民税・道民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除等）の差額に基因する負担増を調整するため、所得割額から一定の金額を控除します。

（合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用しない）

$\left[\begin{array}{c} \text{課税総所得金額} \\ + \\ \text{課税山林所得金額} \\ + \\ \text{課税退職所得金額} \end{array} \right] = \text{【A】}$	200万円以下	・ 【A】 ・ 所得税と住民税の人的控除額の差の合計額	$\left. \begin{array}{l} \text{どちらか小さい方} \\ \times 5\% \end{array} \right\}$
	200万円超	・ {所得税と住民税の人的控除額の差の合計額 - (【A】 - 200万円)} × 5% ※2,500円未満になる場合は2,500円とする。	

■住民税・所得税の人的控除差額一覧表

所得控除の区分					所得税	住民税	差 額
基礎控除（※１）							５万円
配偶者控除	普通	納税義務者の合計所得金額	～ 900万円	3 8 万円	3 3 万円	5 万円	
			900万円超 ～ 950万円	2 6 万円	2 2 万円	4 万円	
			950万円超 ～ 1,000万円	1 3 万円	1 1 万円	2 万円	
	老人		～ 900万円	4 8 万円	3 8 万円	1 0 万円	
			900万円超 ～ 950万円	3 2 万円	2 6 万円	6 万円	
			950万円超 ～ 1,000万円	1 6 万円	1 3 万円	3 万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	480,001円～499,999円				～ 900万円	5 万円
		500,000円～549,999円				900万円超 ～ 950万円	4 万円
						950万円超 ～ 1,000万円	2 万円
							～ 900万円
		900万円超 ～ 950万円					2 万円
		950万円超 ～ 1,000万円					1 万円
扶養控除		普通	3 8 万円	3 3 万円	5 万円		
		特定	6 3 万円	4 5 万円	1 8 万円		
		老人	4 8 万円	3 8 万円	1 0 万円		
		同居老親	5 8 万円	4 5 万円	1 3 万円		
障害者控除		普通	2 7 万円	2 6 万円	1 万円		
		特別	4 0 万円	3 0 万円	1 0 万円		
		同居特別	7 5 万円	5 3 万円	2 2 万円		
ひとり親控除		母			5 万円		
		父（※２）			1 万円		
寡婦控除					2 7 万円	2 6 万円	1 万円
勤労学生控除					2 7 万円	2 6 万円	1 万円

※1 控除額に関わらず一律5万円となります。

※2 父に当たる方の人的控除差額については、旧寡夫の1万円をそのまま引き継ぎます。

<調整控除計算例>

納税義務者の課税総所得金額が195万円で

- ・ 普通配偶者控除
- ・ 特定扶養控除
- ・ 普通扶養控除
- ・ 基礎控除

を受けている場合



人的控除の差額はそれぞれ…

普通配偶者控除	5万円
特定扶養控除	18万円
普通扶養控除	5万円
基礎控除	5万円
計	33万円

33万円 × 5% = 16,500円・・・調整控除額

■外国税額控除

外国に源泉がある所得について、国際間の二重課税を調整するために一定の方法により控除されます。

■配当控除

総所得金額の中に対象となる配当所得がある場合には、所得割額から一定の金額が控除されます。

課税総所得金額 種類	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	道民税	市民税	道民税
配当金、分配金、特定株式投資信託の収益の分配	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

■住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）

平成21年から令和7年までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方については、住民税の所得割からも控除が受けられる場合があります。

※平成19年から20年までに入居した方については、所得税の控除期間を10年または15年のいずれか選択できる特例が設けられていますが、住民税の控除を受けることはできません。

●住民税における控除額の算出

住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額または下表の控除限度額のいずれか少ない金額が住民税の所得割から控除されます。

入居年月	平成21年1月 ～平成26年3月	平成26年4月 ～令和3年12月※1	令和4年1月 ～令和7年12月※2※3
控除限度額	所得税の課税総所得金額等× 5% (最高97,500円)	所得税の課税総所得金額等× 7% (最高136,500円)	所得税の課税総所得金額等× 5% (最高97,500円)

※1 住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%の場合に限ります。

※2 令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、※1の場合の控除限度額と同じとなります。

※3 令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、一定の省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローン控除の対象外となります。

■寄附金税額控除

次に掲げる寄附金を支出したときは、下記の計算式により算出した額が所得割額から差し引かれます。

計算式 { 寄附金の額（総所得金額等の30%を限度）－2,000円 } = (A)

寄 附 先	市区町村 都道府県	日赤北海道支部 北海道共同募金会	苫小牧市・北海道が条例で定める 公益法人等
基本控除	(A) × 10%	(A) × 10%	苫小牧市が条例で定める寄附 (A) × 6% 北海道が条例で定める寄附 (A) × 4%
特例控除	(A) × (90%－所得税の限界税率) ※個人住民税所得割の2割を限度	—	—

※市区町村・都道府県へ寄附したときに限り、基本控除に加えて、特例控除の適用を受けることができます。

【参考資料】

給与所得者の給与収入から所得金額を求める計算式

給与収入額(A)	給与所得金額算出計算式
～ 1,618,999円	A - 550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
※ 1,628,000円 ～ 1,800,000円	A × 60% + 100,000円
※ 1,800,001円 ～ 3,600,000円	A × 70% - 80,000円
※ 3,600,001円 ～ 6,600,000円	A × 80% - 440,000円
6,600,001円 ～ 8,500,000円	A × 90% - 1,100,000円
8,500,001円 ～	A - 1,950,000円

(注) 上記※印に該当する給与収入の場合、その給与収入の千の位以上の数を4で除して整数の値が得られる時は、その給与収入額の1,000円未満を切り捨てそれを給与収入額とし、また4で除して割り切れない時は、直近下位の数で割り切れる数をもってその給与収入額とします。

計算例

令和5年分の給与収入額が 4,871,639円の場合

$4,871 \div 4 = 1,217.75$

$1,217 \times 4 = 4,868 \rightarrow 4,868,000$ 円 (給与所得額を求めるための「給与収入額」とします。)

上記の「給与所得金額算出計算式」から $4,868,000 \text{円} \times 80\% - 440,000 = 3,454,400$ 円…「給与所得金額」

所得金額調整控除

以下の要件に該当する方は、計算した給与所得金額から所得金額調整控除を差し引くことができます。

適用要件	控除額
給与収入が 850万円超であり、下記のいずれかに該当する ①本人が特別障害者である ②23歳未満の扶養親族がいる ③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる	(給与収入額 (限度 1,000万円) - 850万円) × 10%
給与所得及び公的年金に係る雑所得の双方を有する	給与所得 (限度 10万円) + 公的年金に係る雑所得 (限度 10万円) - 10万円

年金受給者の年金収入から所得金額を求める計算式

年齢	公的年金等の収入額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超～2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 (S34.1.1) 以前生まれ	～ 3,299,999円	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	A × 75% - 275,000円	A × 75% - 175,000円	A × 75% - 75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	A × 85% - 685,000円	A × 85% - 585,000円	A × 85% - 485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	A × 95% - 1,455,000円	A × 95% - 1,355,000円	A × 95% - 1,255,000円
	10,000,000円 ～	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円
65歳未満 (S34.1.2) 以後生まれ	～ 1,299,999円	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	A × 75% - 275,000円	A × 75% - 175,000円	A × 75% - 75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	A × 85% - 685,000円	A × 85% - 585,000円	A × 85% - 485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	A × 95% - 1,455,000円	A × 95% - 1,355,000円	A × 95% - 1,255,000円
	10,000,000円 ～	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

※ 公的年金等の収入から所得を算出した場合、雑所得という所得になります。

計算例

65歳以上で公的年金等の収入が 3,200,000円 (公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下) の場合

上記の「雑所得金額算出計算式」から $3,200,000 \text{円} - 1,100,000 \text{円} = 2,100,000$ 円 …「雑所得金額」

■分離課税

土地や建物、株式等の資産を譲渡した場合は、給与や年金（総合課税）とは違う税率が用いられ、これを分離課税といいます。分離課税の税率は譲渡した資産によって異なり、主なものは下記のとおりです。

譲渡所得の種類		対 象		道民税	市民税
長 期	一般所得	土地、建物等の長期譲渡所得		2. 0%	3. 0%
	特定所得	優良住宅地の造成等のために （国や地方公共団体に対して） 土地等を譲渡した場合の長期譲 渡所得	譲渡益2, 000万円以下	1. 6%	2. 4%
			譲渡益2, 000万円超	32万 + （譲渡所得-2, 000万） × 2.0%	48万 + （譲渡所得-2, 000万） × 3.0%
	軽課所得	居住用財産（マイホーム）を譲 渡した場合の長期譲渡所得	特別控除後の 譲渡所得金額 6, 000万円以下	1. 6%	2. 4%
			特別控除後の 譲渡所得金額 6, 000万円超	96万 + （譲渡所得-6, 000万） × 2.0%	144万 + （譲渡所得-6, 000万） × 3.0%
短 期	一般所得	土地、建物等の短期譲渡所得		3. 6%	5. 4%
	軽減所得		国等に対する譲渡	2. 0%	3. 0%
株 式 等	上場株式等	上場株式等に係る譲渡所得等		2. 0%	3. 0%
	その他の株式等	株式等に係る譲渡所得等		2. 0%	3. 0%

※ 長期…資産を譲渡した年の1月1日現在で所有期間が5年超のもの

※ 短期…資産を譲渡した年の1月1日現在で所有期間が5年以内のもの

<長期・短期譲渡所得の税額の計算方法>

譲渡価格 - 必要経費〔取得費 + 譲渡費用〕 - 特別控除額 = 譲渡所得金額

譲渡所得金額 × 上記の税率 = 税額

<株式譲渡所得の税額の計算方法>

譲渡価格 - 必要経費〔取得費 + 委託手数料等〕 = 譲渡所得金額

譲渡所得金額 × 上記の税率 = 税額

■退職所得の課税

退職所得に係る市民税・道民税は、退職手当等の支払をする者がその支払をする際に他の所得と分離して税額を計算し、退職手当等の支払をする年の1月1日現在の住所所在地の市町村へ納税します。

■非課税

●均等割、所得割及び森林環境税の非課税

◇生活保護法による生活扶助を受けている方

◇障害者、未成年者、ひとり親または寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の方

●均等割の非課税

＜扶養親族がいない場合＞ 前年の合計所得金額が42万円以下の方

＜扶養親族がいる場合＞ 前年の合計所得金額が、本人・配偶者・扶養親族（年少扶養も含む）の合計人数に32万円を乗じて、29万円を加算した金額以下の方

●所得割の非課税

＜扶養親族がいない場合＞ 前年の総所得金額等の合計額が45万円以下の方

＜扶養親族がいる場合＞ 前年の総所得金額等の合計額が、本人・配偶者・扶養親族（年少扶養も含む）の合計人数に35万円を乗じて、42万円を加算した金額以下の方

●森林環境税の非課税

＜扶養親族がいない場合＞ 前年の合計所得金額が41万5,000円以下の方

＜扶養親族がいる場合＞ 前年の合計所得金額が、本人・配偶者・扶養親族（年少扶養も含む）の合計人数に31万5,000円を乗じて、28万9,000円を加算した金額以下の方

■納税方法について

個人市民税の納め方は普通徴収と特別徴収の方法があります。ただし、特別徴収は給与の支払者または年金保険者が特別徴収義務者になることが前提です。

区 分	納税義務者	税額の通知	納期と納税方法
普通徴収	一般の納税義務者 (※事業所得者など、給与や公的年金等から住民税が天引きされていない方)	納税通知書	6月、8月、10月、翌年1月の4期で納付
給与 特別徴収	給与所得者	特別徴収税額通知書	6月～翌年5月の毎月、給与の支払者が天引きし、翌月10日までに納入 (納期限が土・日・祝日の場合は翌平日)
年金 特別徴収	65歳以上の 公的年金等所得者	納税通知書	・前年度から引き続き特別徴収の方は、 4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の6回 ・新たな対象者は、6月、8月は普通徴収、 10月、12月、翌年2月の3回は年金からの天引き

※給与所得者が中途退職した場合

特別徴収されている方が年の途中で退職した場合は、次のいずれかの方法で納めていただきます。

- (1) 再就職先で特別徴収する
- (2) 退職時に一括で納める
- (3) 普通徴収により個人で納める

※年金所得に加えて他の所得もある場合

年金特別徴収は年金所得に対する個人住民税に限られますので、年金所得以外の所得に対する個人住民税は、普通徴収または給与特別徴収の方法で納めていただきます。

◆法人市民税

法人市民税には、市内に事務所や事業所などを設置する法人に、規模に応じて一律に課される均等割と、事業収入に応じて課せられる法人税割があります。

事業年度に合わせ納税を行う必要があります。

■納税義務者

納税義務者	納めるべき税	
	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所を有する法人	●	●
市内に寮や保養所などを有するが事務所や事業所を有しない法人	●	
市内に事務所や事業所を有する収益事業を行う公益法人等 あるいは人格のない団体等	●	●
市内に事務所や事業所を有するが収益事業を行わない公益法人等 あるいは人格のない団体等	●	
法人課税信託の受託者		●

■申告と納税

申告の種類	申告納付期限
中間申告・予定申告 ※	事業年度開始日以降、6か月経過した日から原則2か月以内
確定申告	事業年度終了日から原則2か月以内
均等割のみ申告	前年4月1日から3月31日までにかかる均等割について4月30日まで
修正申告	申告日

eLTAX(エルタックス)による電子申告、ダイレクト納付を受け付けています。

※ 中間申告：仮決算に基づいて計算

予定申告：前年の税額に基づいて計算（均等割額 + 前事業年度の法人税割額）× 6/12

■税額の計算方法

●均等割

法人の資本金等、および市内の従業員数によって決められた均等割額(年額)

均等割額 × 市内に事務所や事業所等を有していた月数 ÷ 12

複数の市町村に事業所等を有する場合、事業所を有する市町村ごとに納付します。

均等割の税率

資本金等の額	市内の従業者数	均等割額(年額)
50億円超	50人超	3,600,000 円
	50人以下	492,000 円
10億円超、50億円以下	50人超	2,100,000 円
	50人以下	492,000 円
1億円超、10億円以下	50人超	480,000 円
	50人以下	192,000 円
1千万円超、1億円以下	50人超	150,000 円
	50人以下	130,000 円
1千万円以下	50人超	120,000 円
	50人以下	50,000 円

資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算の後、「期末現在の資本金等の額」あるいは「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」いずれか大きいほうを基準に算定します。
相互会社である保険会社は、期末現在の純資産を基準に算定します。

●法人税割

課税標準となる法人税額 × 税率(資本金等の額による)

複数の市町村に事業所等を有する場合「市内の従業者数」を基準に按分した額を納付します。

法人税割の税率

資本金等の額	令和元年9月30日以前に 開始した事業年度	令和元年10月1日以降に 開始した事業年度
3千万円超	12.1%	8.4%
3千万円以下	9.7%	6.0%

◆ 固定資産税

固定資産税とは、土地・家屋・償却資産にかかる税です。

■納税義務者

令和6年1月1日現在、苫小牧市内に固定資産を所有している個人、法人
具体的には次のとおりです。

(※ただし、土地・家屋の登記上の所有者が1月1日以前に亡くなられた場合は相続人)

●土地

登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている者

●家屋

登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている者

●償却資産

償却資産課税台帳に所有者として登録されている者



登記簿などの名義変更手続きを



固定資産の売買などを行い、所有者の変更があるにもかかわらず登記簿等の
変更手続きを1月1日までに済ませていない場合は、旧所有者に課税されます。

■価格（評価額）・課税標準額

固定資産税の課税標準額は、原則として固定資産の価格（評価額）です。

土地や家屋の評価額は原則3年ごとに見直しを行います。これを評価替えといいます。

宅地は、地価公示価格等の7割を目処に評価します。

ただし、地価に下落傾向がみられる場合には評価額を修正できる特例措置が設けられています。家屋は、前年と比べ、低い方の額を評価替え後の評価額としています。

償却資産の価格は、償却資産所有者の1月1日現在の資産状況の申告に基づいて
毎年決定されます。

固定資産課税台帳の縦覧

決定された価格等は、固定資産課税台帳に登録され、納税者の縦覧に供されます。

※縦覧期間…4月1日～第1期の納期限までの間（土・日・祝日を除く）

※縦覧期間中に限り課税台帳等に登録された自己の所有する資産の価格と他の資産
との価格を比較できます。

■税額の計算

(土地の課税標準額+家屋の課税標準額) × 税率1.4%

償却資産の課税標準額 × 税率1.4%

(注) 特例・軽減措置については→21ページ参照

■免税点

苫小牧市内で同一の人が所有するそれぞれの固定資産の課税標準額の合計が、次の額に満たない場合は、固定資産税が課税されません。

●土地…30万円 ●家屋…20万円 ●償却資産…150万円

■特例・軽減

●土地についての特例

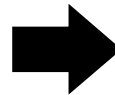
住宅用地（居住用の家屋の敷地）については、その税負担を軽減する必要から、課税標準額の特例措置が設けられています。（震災等による特例措置も設けられています）

※住宅用地特例とは

◇小規模住宅用地

200㎡以下の住宅用地

（200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分）



特例率1/6

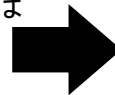
◇一般住宅用地

小規模住宅用地以外の住宅用地

例えば、300㎡の住宅用地（1戸建て住宅の敷地）であれば

200㎡が小規模住宅用地で、

残りの100㎡が一般住宅用地となります。



特例率1/3



■土地についての負担調整措置

●住宅用地（居住用建物の敷地）の場合

負担水準が、100%以上の住宅用地については、評価額×住宅用地特例率が課税標準額になります。

負担水準が、100%未満の住宅用地については、表1の負担水準の区分に応じて、課税標準額が上昇します。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{5年度課税標準額}}{\text{6年度評価額} \times \text{住宅用地特例率}} \times 100(\%)$$

表 1

負担水準	6年度課税標準額の算出方法
100%以上	6年度評価額×住宅用地特例率
100%未満 20%以上	以下のいずれか低い額 ①6年度評価額×特例率 ②5年度課税標準額+(6年度評価額×特例率×5%)
20%未満	上記②で得た額が (6年度評価額×特例率)×20%を下回る場合は、 (6年度評価額×特例率)×20%

●商業地等（事務所、店舗、工業用地、更地等）の場合

負担水準が、70%を超える商業用地等については、評価額の70%が課税標準額になります。

負担水準が、60%以上70%以下の商業地等については、前年度の課税標準額を据置します。

負担水準が、60%未満の商業地等については、表2の負担水準の区分に応じて、課税標準額が上昇します。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{5年度課税標準額}}{\text{6年度評価額}} \times 100(\%)$$

表 2

負担水準	6年度課税標準額の算出方法
70%超	6年度評価額×70%
70%以下 60%以上	5年度課税標準額を据置
60%未満	①5年度課税標準額+(6年度評価額×5%)
	1 ①で得た額が6年度評価額の60%を上回る場合は、 6年度評価額の60%
	2 ①で得た額が6年度評価額の20%を下回る場合は、 6年度評価額の20%

■家屋についての軽減・減額・特例措置

●新築住宅の軽減措置について

新築の一般住宅やマンションなどの居住用家屋で次の要件に該当する家屋については、新築後一定期間、固定資産税額が2分の1に減額されます。

◇減額の要件

- 住居の居住用床面積が50㎡以上280㎡以下
(一戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡以上280㎡以下)
- 店舗や事務所などの併用住宅にあっては、居住用床面積が全体の床面積の2分の1以上あり、かつ50㎡以上280㎡以下
- ※居住用床面積には、住居に附属する車庫及び物置等を含みます。
- ※分譲マンションなどの区分所有家屋の床面積については、
「専有部分の床面積+持分であん分した共用部分の床面積」で判定します。

◇減額される範囲

- 居住の用に供される部分の床面積が120㎡までのものはその全部が減額対象に、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する部分が減額対象となります。
- (併用住宅における店舗部分、事務所部分は減額対象外)

◇減額される期間

- (1) 一般住宅……新築後3年度分 (3階建以上の中高層耐火住宅等は5年度分)
- (2) 長期優良住宅 ……新築後5年度分 (3階建以上の中高層耐火住宅等は7年度分)
- ※長期優良住宅とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準(耐久性、可変性、維持管理の容易性等)に基づき、行政庁(建築指導課)の認定を受けて新築された住宅。
- ※長期優良住宅の軽減措置を受けるには、新築された翌年の1月31日までに申告が必要です。

●省エネ改修工事を行った既存の住宅に係る固定資産税の減額措置について

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、下記の要件に該当する省エネ改修(熱損失防止改修)工事を行った住宅の場合、翌年度分の固定資産税について減額措置が受けられます。

※減額の適用には市への申告が必要です。

◇減額の要件

- (1) ①外気と接する窓の断熱改修工事(必須工事) ②床の断熱改修工事
③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事のうち、①を含む工事を行うこと
- (2) 平成26年4月1日以前から存在している住宅であること
- (3) 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
- (4) 改修工事に要する費用(補助金等をもって充てる部分を除く。)が60万円超であること。または断熱改修に要した費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置費と併せて60万円超であること。

◇減額の範囲・期間等

改修後3ヶ月以内に必要書類を添付して申告がされた場合、改修工事を行った翌年度分の税額から3分の1が減額(120㎡分までを限度)されます。また、長期優良住宅の認定を受けたことを証する書類を添付して申告がされた場合、3分の2が減額されます。

※期間経過後の申告については、やむを得ない理由があると認められる場合適用になります。

●住宅バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額措置について

平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、バリアフリー改修工事を行い、以下の要件を満たす場合、翌年度分の固定資産税について減額措置が受けられます。

※減額の適用には市への申告が必要です。

◇減額の要件

- (1) 新築された日から10年以上を経過した住宅であること
- (2) 次のいずれかの者が居住する既存の住宅であること（賃貸住宅を除く）
 - (ア) 65歳以上の方
 - (イ) 要介護認定または要支援認定を受けている方
 - (ウ) 障がいのある方
- (3) 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
- (4) 「バリアフリー改修工事」とは、次に該当する工事で、その工事費用（補助金等をもって充てる部分を除く）の合計額が50万円超のもの。
 - ①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室改良 ④便所改良 ⑤手すりの設置
 - ⑥床の段差の解消 ⑦引き戸への取替え工事 ⑧床表面の滑り止め化

◇減額の範囲・期間等

改修後3か月以内に工事内容等を確認できる書類を添付して申告がなされた場合には、当該住宅に係る固定資産税の税額（1戸当たり100㎡相当分までに限ります）から、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、3分の1が減額されます。

※期間経過後の申告については、やむを得ない理由があると認められる場合適用になります。

●住宅の耐震改修工事に伴う固定資産税の減額措置について

平成18年から令和8年3月31日までの間に、現行の耐震基準に適合する改修工事を行い、以下の要件を満たす場合、固定資産税について減額措置が受けられます。

※減額の適用には市への申告が必要です。

◇減額の要件

- (1) 昭和57年1月1日以前から存在する住宅であること
- (2) 改修工事に要する費用（補助金等をもって充てる部分を除く。）が50万円超であること。
ただし、平成25年3月31日までに契約した工事については30万円以上
- (3) 建築基準法の現行耐震基準に適合した改修工事であること

◇減額される範囲・期間等

・平成25年1月1日～令和8年3月31日の間に工事が完了した家屋：1年度分

※ただし、当該住宅が「通行障害既存耐震不適格建築物」であった場合は2年度分

改修後3か月以内に「耐震基準適合証明書」を添付して申告がされた場合には、1戸当たり120㎡相当分につき、2分の1が減額されます。また、長期優良住宅の認定を受けたことを証する書類を添付して申告がされた場合、1戸当たり120㎡相当分につき、3分の2が減額されます。

※期間経過後の申告については、やむを得ない理由があると認められる場合適用になります。

■固定資産税に関する届出

◇固定資産の所有者が市外に転出したとき

- ・ 納税義務者の方が市税の納付が困難になる場所に転居する場合、納税管理人を定め市役所資産税課まで届出をお願いします。

◇固定資産の所有者が死亡したとき

- ・ 法務局に「相続登記」申請をお願いします。
- ・ また、相続人の中から代表者を定め、市役所資産税課まで届出をお願いします。

◇固定資産の所有者を変更したとき

- ・ 法務局に「所有権移転登記」申請をお願いします。

◇家屋を新・増築または取り壊したとき

- ・ 法務局まで「登記申請」をお願いします。

未登記家屋については、市役所資産税課までご連絡をお願いします。

■償却資産の申告について

工場、事務所、商店、駐車場、アパート経営などの事業主（法人・個人）の、事業に資する構築物、有形固定資産が対象となります。（土地・家屋以外）例えば、広告塔、外灯、門塀、舗装路面、緑化施設、プレハブ、あるいは機械、移動可能な工具器具備品など。毎年１月１日現在償却資産をお持ちの方は、その償却資産を同年１月３１日までに申告してください。

◇申告の対象になる資産

- ・ 減価償却額（または減価償却費）が法人税法（または所得税法）の規定による所得の計算上、損金（または必要経費）に算入されている資産
- ・ 建築設備等のうち、家屋の評価に含まれない資産
- ・ テナント（店舗、事務所の賃借人）が設置した附帯設備（照明、給排水設備、衛生設備、ガス器具、間仕切り等）

◇上記に該当する資産であっても、以下のものは申告の対象になりません。

- ・ 使用可能期間が１年未満または取得価格が一品１０万円未満の資産で、その取得価格の全額を一時に損金または必要経費として処理したもの
- ・ 取得価格が一品２０万円未満の資産で、３年均等償却（一括償却）として処理したもの
※租税特別措置法による中小企業者等の少額減価償却資産（１０万円以上３０万円未満の資産）の特例により取得価格を損金に算入した場合は申告の対象となります。
- ・ 取得価額が２０万円未満のファイナンスリース資産
- ・ 固定資産税の課税対象として土地及び家屋として評価されるもの
- ・ 自動車税や軽自動車税の課税対象であるもの
- ・ 無形固定資産（特許権、ソフトウェアライセンス等）
- ・ 繰延資産（開業費、試験研究費等）
- ・ 棚卸資産（商品在庫）

■納税通知書と土地・家屋課税明細書の送付

固定資産税・都市計画税（土地・家屋分）の納税通知書、納付書と一緒に土地・家屋課税資産の内訳書を送付しています。課税明細書では次のとおり、対象資産の土地一筆、家屋一棟ごとに表示しておりますのでご確認ください。

土地……所在地・地番・地目・課税地積・評価額・課税標準額・相当税額

家屋……所在地・地番・家屋番号・構造・種類・床面積・評価額・課税標準額・相当税額等

■審査の申出

固定資産課税台帳に登録されている価格（評価額）に不服のある場合、一定期間中に固定資産評価審査委員会（市役所市民税課内）に審査の申出ができます。

まずは課税内容について資産税課にご確認ください。内容によっては審査の申出ができない場合もあります。詳しくは、31ページをご参照ください。

◆ 都市計画税

この税は、都市計画事業や区画整理事業の必要経費に充てる財源とするために徴収する目的税で、市街化区域内の土地や家屋の所有者にかかる税です。

■納税義務者

土地や家屋の所有者（固定資産税の課税標準額が免税点未満の人は課税はされません）

■課税標準額

土地や家屋の価格（評価額）

※土地については、固定資産税と同様の負担調整措置があります。

■税額の計算

土地・家屋の課税標準額×税率0.3%

■土地についての特例

住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準額の特例措置が導入されています。（震災等による特例措置も導入されております。）

住宅用地	小規模住宅用地	200㎡以下の部分	課税標準額は評価額の1/3
（一戸当り）	一般住宅用地	200㎡を超える部分	課税標準額は評価額の2/3

■納税について

固定資産税（土地・家屋）と都市計画税は、一通の納税通知書に併記されます。納付書は納期にあわせて4枚に分かれています。償却資産にかかる固定資産税は別途納税通知書が郵送されます。

◆ 軽自動車税

軽自動車税には「種別割」と「環境性能割」があります。種別割は対象車両全てに年1回課税されます。
環境性能割は三輪以上の対象車両の購入時に課税されます。

■納税義務者

4月1日現在に対象車両を所有または使用している人のうち、いずれか納税義務者として申告している人が、その車両の主たる定置場(自宅駐車場など)がある市町村に納めます。

■申告と納税

5月中旬に「軽自動車税(種別割)通知書」が登録住所あてに発送されますので、指定金融機関、コンビニエンスストアなどで5月末日(土日の場合は翌営業日)までに納めます。
軽自動車税(種別割)は自動車税と異なり、月割税制度はありません。

対象車両の購入、売却、名義変更、廃車や転居の際は申告が必要になります。
以下の取扱窓口で手続きをしてください。

車 種 区 分	取扱窓口	所在地	電話番号
軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会 室蘭事務所	室蘭市日の出町2丁目39番2号	050-3816-1766
軽二輪(125cc超250cc以下) 小型二輪(250cc超)	北海道運輸局 室蘭運輸支局	室蘭市日の出町3丁目4番9号	050-5540-2004
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(農耕作業用等)	市役所 市民税課 税制係	苫小牧市旭町4丁目5番6号	0144-32-6244
原動機付自転車(125cc以下)	のぞみ出張所	のぞみ町1丁目2番5号	0144-67-0464
	沼ノ端出張所	北栄町3丁目3番3号	0144-55-0979
	勇払出張所	字勇払33番地	0144-56-0003

■軽自動車税(種別割)の税率

三輪、四輪車					
車種区分			旧税率	新税率	13年を経過した車両
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

- 標準税率の引上げ： 初度検査年月が平成27年3月31日以前の場合は旧税率、平成27年4月1日以降の場合は新税率が適用されます。
- 経年重課税： 環境負荷の低減を狙い、初度検査年月から13年経った車両は、新税率に概ね20%が上乘せされます。
- グリーン化特例： 新車を購入した翌年の軽自動車税(種別割)の初回納税は、その車両の燃費性能向上達成率に応じ新税率より概ね25%～75%軽減されます。
- 環境性能割： 燃費性能向上達成率に応じ、購入時に課税される軽自動車税(環境性能割)が軽減されます。

二輪車、ミニカーなど		
車種区分	排気量など	税率(年)
原動機付自転車	50cc以下(二輪及び三輪以上の特定小型原動機付自転車を含む)	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー(三輪以上の特定小型原動機付自転車を除く)	3,700円
軽二輪	125cc超250cc以下	3,600円
小型二輪	250cc超	6,000円
雪上車	660cc以下	3,600円
被牽引車二輪(ボートトレーラー等)	-	3,600円
小型特殊	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円

◆ 市たばこ税

たばこ税は、紙巻、葉巻あるいは加熱式の製造たばこなどを購入する時、その代金に含まれます。そのうち、市町村たばこ税が市の税収となります。

■納税義務者

たばこの製造者、卸売業者など

■申告と納税

毎月月末までに、前月の月初から月末までの販売数量から税額を算出し、市に申告納付します。

■税率

	期間	国税		地方税		合計
		たばこ税	たばこ特別税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	
たばこ税 1,000本につき	令和2年10月1日～3年9月30日	6,302円	820円	1,000円	6,122円	14,244円
	令和3年10月1日～	6,802円	820円	1,070円	6,552円	15,244円

◆ 入湯税

入湯税は、鉱泉浴場の利用時に課税される目的税です。鉱泉源の保護管理施設及び市の環境衛生設備、消防施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てます。

■納税義務者

温浴施設のあるリゾート、宿泊施設、またはその事業経営者

■申告と納税

毎月15日までに、前月の月初から月末までの入湯客の数に基づき税額を算出し、市に申告納付します。

■税率

	日帰り	宿泊
12歳以上	60円	150円
12歳未満	0円	0円

◆ 鉱産税

金属、原油、石油・石炭、天然ガス等の採掘事業者が、採掘した鉱物の売値（課税標準額）に基づいて計算し、申告納付します。

■納税義務者

鉱物の採掘事業を行う鉱業者

■申告と納税

毎月15日から同月末日までに、前月中に採掘した鉱物の産出量に基づき税額を算出し、市に申告納付します。

■税率

課税標準額(月産)	税率
200万円超	100分の1
200万円以下	100分の0.7

3 特別会計・国民健康保険税

この税は、国民健康保険事業を行うため、国民健康保険加入者の世帯主に課税されるものです。加入者の病気やけがなどの治療、出産などの費用に必要な給付（手当）を行う相互扶助の精神に基づく制度です。

■納税義務者

世帯主

■税額の計算

国民健康保険税は、医療費をまかなうための医療保険分、後期高齢者支援金分、40歳から64歳までの方にかかる介護納付金分の合計になります。

$$\text{国民健康保険税} = \text{①医療保険分} + \text{②後期高齢者支援金分} + \text{③介護納付金分}$$

(加入者全員) (40～64歳)

それぞれ、前年の収入に応じてかかる「所得割」、加入者1人あたりにかかる「均等割」、1世帯あたりにかかる「平等割」の合計額が年間の税額となります。

年度の途中で加入したとき、脱退したときなど、(月末日に)加入している月の分だけ課税します。

年税額	所得割	均等割	平等割	限度額
①医療分	= 前年課税所得 × 8.83%	+ 加入者数 × 20,000円	+ 29,900円	650,000円
②支援分	= 前年課税所得 × 2.81%	+ 加入者数 × 8,900円	+ 9,100円	220,000円
③介護分	= 前年課税所得 × 2.23%	+ 加入者数 × 8,900円	+ 6,900円	170,000円

※年税額が課税限度額を超えるときは、限度額となります。

※前年課税所得とは、前年の総所得（合計所得。配偶者、扶養、医療費などの各種控除をする前の額）から基礎控除（最大43万円）を差し引いた額。

※医療分の均等割額は23,000円ですが、国保税の激変緩和策として令和6年度20,000円、令和7年度21,500円としています。

4 納期と納付場所

■市税の納期

納税通知書等を利用して納める市税の納期は次のとおりです。

月／日		4/30	5/31	7/1	7/31	9/2	9/30	10/31	12/2	12/25	1/6	1/31	2/28	3/31
個人市民税	普通徴収			1期		2期		3期				4期		
	特別徴収	年税額を12回に分け、6月から翌年5月まで毎月給与から納めていただきます。												
固定資産税	土地・家屋	1期			2期		3期			4期				
	償却資産	1期			2期		3期			4期				
都市計画税		1期			2期		3期			4期				
軽自動車税(種別割)			全期											
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期		7期	8期	9期	10期

●個人市民税について、詳しくは15ページをご覧ください。

●申告納付にかかるものは除きます。

■納付場所

- 指定金融機関…苫小牧信用金庫本店・支店及び市役所出張所
- 収納代理金融機関…北海道銀行、北陸銀行、北洋銀行、室蘭信用金庫、北海道労働金庫、北央信用組合、とまこまい広域農業協同組合
- 勇払出張所・のぞみ出張所・沼ノ端出張所
- ゆうちょ銀行・郵便局（国民健康保険税の納付は北海道内のゆうちょ銀行・郵便局のみ）
- 全国のコンビニエンスストア

5 口座振替とクレジットカード、eTAX（共通納税）による納付

■口座振替とは

納期当日の自動引き落としができます。

■口座振替の手続方法

苫小牧市内の金融機関または市役所納税課窓口で口座振替依頼書に必要事項を記入し、指定預金口座の届出印を押印します。変更及び中止の手続きも同様になります。

また、Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービスをご利用の場合、印鑑を使わず銀行のキャッシュカードで同様のお手続きが可能となります。（ペイジー取扱い金融機関は、苫小牧信用金庫、北海道銀行、北洋銀行、ゆうちょ銀行のみです）

■口座振替の開始について

ご希望の振替開始日により申込期限が異なりますので、担当課までお問い合わせください。

■口座振替のできる金融機関

指定金融機関	苫小牧信用金庫
収納代理金融機関	北海道銀行、北陸銀行、北洋銀行、室蘭信用金庫、北央信用組合、北海道労働金庫、とまこまい広域農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

■口座振替についてのお問い合わせ、お申込みは

担当部署		電話番号(直通)	対象税目等
財政部 納税課		0144-32-6273	市・道民税(普通徴収)、固定資産税・(土地・家屋償却資産)、都市計画税、軽自動車税(種別割)
市民生活部 保険年金課		0144-32-6418	国民健康保険税、介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料
都市建設部 住宅課		0144-32-6319	市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、市営住宅熱供給使用料(山手町のみ)
上下水道部 水道窓口課		0144-32-6674	上下水道料金
健康こども部	こども育成課	0144-32-6378	保育所保育料
	青少年課	0144-32-6759	放課後児童クラブ利用料

■クレジットカード納付について

クレジットカード納付ができるようになりました。

使用方法等の詳細は、苫小牧市ホームページ>くらし・手続き>税金のページから、クレジットカード納付についてのお知らせをご覧ください。

■eLTAX（共通納税）使用による納付について

固定資産税・都市計画税（土地家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）の3税目については、eLTAX（共通納税）使用により、クレジットカードやインターネットバンキング、口座振替、ペイアプリ等で納付できます。

使用方法等の詳細は、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）でご確認ください。

6 市税の減免（特例制度）

■市税の減免

特別な事情等により、納期限まで市税を納められないときは、その事情に応じて税金を減額、分割または納期の変更をできる制度があります。

次のような事情で市税を納めることが困難な方、あるいは生活にご不便が生じている方は税金が減免されることがあります。納期限までに市役所の各担当課にご相談ください。

- 災害等を受けた人
固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税（種別割）など
- 生活の扶助を受ける人
市・道民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税（種別割）など
- 障害者手帳（身体・精神）をお持ちの方
軽自動車税（種別割）など
- 上記に準ずる人

7 納税の猶予

■納税の猶予

災害その他のやむを得ない事情により納期限まで税金を納めることが困難な場合は、その理由を記した審査申請書類を市に提出することで、納期限を遅らせる、あるいは分割納付ができる制度がありますので、ご相談ください。

納税相談

納税でお困りのときは、お気軽に納税課相談窓口まで。

8 納税者の権利救済制度

■更正の請求

申告により納税する場合について（法人市民税、市たばこ税など）、申告書を提出したあと、申告書に記載した税額の計算に誤りがあり、税を払い過ぎたことに気づいたときは申告期限から5年以内に限り、更正の請求ができます。

■審査請求

課税決定や滞納処分などについて不服がある人は、不服申立期間内に、市長に対して審査請求ができます。審査請求では、文書を作成し、それを市に提出します。

審査請求をできる期間の例

- | | |
|--------------|--|
| ◇市税の賦課（課税）決定 | 納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内 |
| ◇督促 | 督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内 |
| ◇差押処分 | 差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、
または差押不動産の公売期日まで |

■固定資産評価審査申出制度

固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）について不服がある人は、固定資産評価審査委員会に対し文書を作成し提出することで審査の申出ができます。

◇固定資産評価審査委員会とは

固定資産税の課税内容に関する納税者の不服を審査決定する中立的な機関で、固定資産の価格（評価額）が総務大臣の定める固定資産評価基準によって適切に評価されたものであるかについて審査を行います。

◇審査の申出ができる人

固定資産税の納税義務者

◇審査の申出ができる事項

固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）。なお、基準年度（3年に1度の評価替えを行う年度）以外の年度は、原則として価格（評価額）が据え置かれるため、次の場合に限り審査の申出ができます。

- （1）新築、分合筆等により新たに決定された価格（評価額）に不服がある場合
- （2）土地の地目の変換、家屋の改築又は棄損その他これらに類する特別の事情があるため、前年度の価格（評価額）を修正すべきことを申立てる場合
- （3）地価の下落に伴い価格（評価額）を修正すべきことを申立てる場合

◇審査の申出ができる期間

固定資産課税台帳に価額等を登録した旨の公示の日（4月1日）から、納税通知書の交付を受けた日以降3か月までです。なお、公示の日以後に価格（評価額）の決定又は修正があった場合は、公示の日からその通知書を受け取った日以降3か月までです。

9 課税証明書・納税証明書などの発行窓口

市税の各種証明書の発行は、次の担当課で行っています。

担 当 課	証 明 ・ 閲 覧	証明等の単位	手数料
窓口 サービス課	営業に関する証明書	1通	350円
	市・道民税 課税証明書 ※	1年度	300円
	納税証明書 ※	1年度 1税目	
資産税課	固定資産証明書 評価証明書	土地 1筆 1年度 家屋 1棟 償却資産 1納税義務者	
	土地・家屋証明書	1年度 1筆(棟)	300円
	所有者閲覧	1筆(棟)	

※ 課税証明書と納税証明書は、のぞみ・勇払・沼ノ端の各出張所、住吉・豊川・駅前の各証明取扱所でも交付を受けることができます。

～本人確認について～

なりすましによる個人情報の漏洩を防ぐため、窓口に来られた方の本人確認を行っています。

◎本人確認の方法

窓口に来られた方に健康保険証、マイナンバーカード(住民基本台帳カード)
自動車運転免許証、旅券などの身分証明書、あるいは身体障害者手帳等の
証明書類をご提示いただき、確認します。

※代理人による証明書取得申請等の場合は、代理人様の身分証明書に加えて
申請者ご本人様からの『委任状』が必要です。

～市・道民税 課税証明書のコンビニ交付～

マイナンバーカードをお持ちの方は、全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機により
現年度分の課税証明書を取得できます。毎年6月中旬に新年度分に更新されます。

時間 6:30～23:00 (12/29～1/3を除く。その他メンテナンスなどにより利用できない場合もあります。)
手数料 250円

利用できる店舗一覧はこちら→ <https://www.lg-waps.go.jp/01-03.html>

※市役所正面玄関横のマルチコピー機については市役所の開庁時間のみご利用できます。

10 自主納税のお願い

税金は、納期限内の自主納付が原則です。

期限内に納められない場合、市は滞納者に督促状などを送付し納税を促すことになります。
また、滞納者の税金には法令で定められた延滞金が加算されます。

さらに納められない状態が続けば、期限内に納めている方との公平性を保つため、止むを得ず滞納者の預金、給料、不動産などの財産を差し押さえるほか、不動産などは公売により売却をするなどの処分を行うこととなります（換価処分）。

このような手続きには多くの費用がかかり、市民のみなさんにとって大きな損失となってしまいます。みなさんが納める貴重な市税が有意義に使われるよう期限内納税にご協力ください。

また、諸事情により期限内に納付が困難な場合、納税相談も行っておりますので、納期限内に市役所納税課、相談窓口までご連絡ください。

※延滞金の割合（原則毎年改定されます）

・納期限の翌日から1か月を過ぎる日までは、

令和6年1月1日から12月31日までは、年2.4%（年7.3%と延滞金特例基準割合＋1%のいずれか低い割合）

・それ以降は納付の日までの日数に応じ

令和6年1月1日から12月31日までは、年8.7%（年14.6%と延滞金特例基準割合＋7.3%のいずれか低い割合）

* 延滞金特例基準割合：各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合

11 お問い合わせ先一覧

内 容		お問合せ先	
市民税	個人	財政部 市民税課	市民税係 0144-32-6253、6254
	法人		税制係 0144-32-6244
軽自動車税(種別割)			
市たばこ税			
入 湯 税			
鉱 産 税			
固定資産税 都市計画税		財政部 資産税課	納税義務者について (総務係) 0144-84-4073
			土地評価について (土地係) 0144-32-6267
			家屋評価について (家屋係) 0144-32-6268
			償却資産について (償却資産係) 0144-32-6270
			固定資産に係る証明 (総務係) 0144-84-1106
納税		財政部 納税課	納税相談 0144-32-6274
			口座振替について 0144-32-6273
国民健康保険税		市民生活部 保険年金課 総務係	資格・賦課 口座振替について 0144-32-6418
市・道民税課税証明書 納税証明書 営業証明書等		市民生活部 窓口サービス課	0144-32-6294

令和6年度

市 税 ガ イ ド

編集発行 令和6年8月

電話	0144-32-6244(直通)
FAX	0144-36-7108